

# 播磨の経営者が語る!! Bridge

URL : <http://www.h-keikyo.gr.jp> E-mail : [keikyo@h-keikyo.gr.jp](mailto:keikyo@h-keikyo.gr.jp)

生産地：神崎郡神河町・姫路市安富町／写真提供：兵庫西農業協同組合

CONTENTS

VOL.172・No.473

特集 1～5

助成金・補助金を活用しよう

座談会 6～8

新事業展開と既存事業の関連について

連載企画 HAZARD 10

食欲の秋! 腸活で免疫力向上!

企業インタビュー 12～13

がんばってるでえ～

三和鉄工株式会社

- 会員企業ミニ紹介コーナー…………… 9
- お知らせコーナー…………… 11
- だいじょうぶ?…………… 11
- Q & A…………… 14～15
- 経協レポート…………… 16

毎日食べるものだから、  
安心安全で美味しく、より健康になってもらいたい



Premium Granola

# élan vital

エランヴィタル

ご購入は  
こちらから ▶



下記でも販売しています

- ラヴィーナ姫路
- 117ふれあいサロン
- ヤマダストアー  
(青山店・新辻井店・花田店・網干店)



原材料はオーガニック食材が中心、化学調味料、合成甘味料、白砂糖は使用していないので安心です。低温で少量ずつ焼き上げるのでソフトな食感で素材の美味しさが楽しめます。



創業102年

品質と実績を誇るユニフォーム

企業のイメージ戦略プロデューサー

カマタニ

検索



# 株式会社 カマタニ

各種ユニフォームの企画提案・製造・販売・アフターフォローまで

☆☆☆☆☆ カタログ請求・お問い合わせは ☆☆☆☆☆

■ 本社 〒671-0234 兵庫県姫路市御国野町国分寺78  
TEL:079(252)3311 FAX:079(252)8787

# 助成金・補助金を活用しよう

国や地方公共団体等では、企業の事業拡大や人材確保・育成の強化を図るためにさまざまな分野で支援制度が設けられています。

企業側としては、支援制度を上手く活用して事業運営や人材確保・育成に役立てたいものです。そこで、今回は、中小企業のための助成金・補助金を中心に一部抜粋してご紹介します。

※制度は変更が頻繁に行われますので、掲載内容が変わっていることがあります。ご了承下さい。

## ワーク・ライフ・バランス

### 中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会  
ひょうご仕事と生活センター

育児・介護者による離職を防止し就職継続を支援するため、育児・介護者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成し、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用を促進します。

“ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言”の宣言企業登録が必要です。

	休業コース	短時間勤務コース
対象事業主	従業員の育児・介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した中小企業事業主	従業員の育児・介護短時間勤務に対し、時短部分の代替要員を新たに雇用した中小企業事業主
対象労働者	①育児・介護休業を開始する日までに引き続き1年以上常時雇用されている方 ②育児休業を3カ月(介護休業の場合は1カ月)以上取得する予定である方 ③育児休業・介護休業終了時に原職等に復帰する予定である方	①育児・介護休業による短時間勤務制度を利用開始する日までに引き続き1年以上常時雇用されている方 ②育児による短時間勤務制度を3カ月(介護による短時間勤務の場合は1カ月)以上取得する予定である方 ③休業終了後に原職等に復帰している方
代替要員	①新たに雇入れられ、または新たに派遣された者(休業後の短時間勤務復帰の場合は、代替要員の継続雇用も可) ②育児・介護休業取得者・短時間勤務制度利用者と同一の事業所及び部署で勤務し、その職務を代行している(業務上必要な、制度利用者と同等の資格を有している) ③1週間の所定労働時間が週30時間以上である	
支給額	育児・介護休業に対する代替要員の賃金の1/2 上限：月額10万円 総額100万円	育児・介護短時間勤務に対する代替要員の賃金の1/2 上限：育児理由の場合は月額2万5千円、小学3年生まで(総額上限なし) 介護理由の場合は月額10万円、総額100万円

- 交付申請期間 随時
- 問い合わせ先 ひょうご仕事と生活センター  
TEL 078-381-5277(受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く))  
<https://www.hyogo-wlb.jp/>



## ワーク・ライフ・バランス

### 仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会  
ひょうご仕事と生活センター

新たなワークスタイルの導入及び女性や高齢者等の職域拡大を実施するために環境整備を行った中小企業事業主に助成金が支給されます。

- 対象事業主 女性等の職域拡大を目的とした職場環境整備や仕事と育児・介護等の両立に向けて多様で柔軟な働き方を促進する環境整備を行う事業主  
企業規模：常時雇用労働者が300人以下  
※その他要件はホームページを参照
- 対象経費 ①新たなワークスタイルの導入(例：在宅勤務システムの導入、自宅設置用パソコン)  
②女性や高齢者等の職域拡大(例：女性(男性)専用のトイレ・更衣室・安全対策工事、託児スペースの整備)  
③その他の職場環境改善(例：職場コミュニケーション活性化のための休憩室)
- 支給額 対象経費の1/2以内 上限：200万円
- 交付申請期間 随時
- 問い合わせ先 ひょうご仕事と生活センター  
TEL 078-381-5277(受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く))  
<https://www.hyogo-wlb.jp/>





## 両立支援等助成金

厚生労働省

従業員が働きながら育児や介護との両立を行える制度を導入したり、女性の活躍推進のための取り組みを行う事業主に金銭的な支援をする制度です。  
※生産性要件を満たした事業主は支給金額が加算されます。

### 【出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)】

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取りやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。

	中小企業	中小企業以外
1人目の育休取得	57万円	28.5万円
個別支援加算	10万円	5万円
2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円 14日以上 23.75万円 1か月以上 33.25万円	14日以上 14.25万円 1か月以上 23.75万円 2か月以上 33.25万円
個別支援加算	5万円	2.5万円
育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円

個別支援加算：個別面談など育児休業の取得を後押しする取り組みを導入、実施した場合

### 【介護離職防止支援コース】

「介護プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給されます。

①介護休業	対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合	休業取得時 職場復帰時	28.5万円
②介護両立支援制度	介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、合計20日以上利用した場合		28.5万円
③新型コロナウイルス感染症対応特例	新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合		(労働者1人あたり) 5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

### 【育児休業等支援コース】

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため、次の取り組みを行った事業主(①から④は中小企業事業主)に支給されます。

①育休取得時	「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合	28.5万円
②職場復帰時		28.5万円 職場支援加算 19万円
③代替要員確保時(1人あたり)	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取り扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合	47.5万円 有期労働者加算 9.5万円
④職場復帰後支援	法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合	28.5万円 A 看護休暇制度 1,000円×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助
⑤新型コロナウイルス感染症対応特例	小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合	1人あたり5万円 ※10人まで(上限：50万円)

上記の他に『不妊治療両立支援コース』『女性活躍加速化コース』『新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース』があります。

- 問い合わせ先 ハローワーク助成金デスク TEL 078-221-5440  
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html>



## 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい

## キャリアアップ助成金

厚生労働省

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

- 対象事業主
- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
  - ・事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている
  - ・事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けている
  - ・該当するコースの措置に係る対象労働者に対する、賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備している
  - ・キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主

この助成金には7つのコースがあります。

- ①正社員化コース ②障害者正社員化コース ③賃金規定等改定コース ④賃金規定等共通化コース ⑤諸手当制度等共通化コース  
⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑦短時間労働者労働時間延長コース

**【正社員化コース】** 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人あたり）

■ **補助金額** ※生産性要件を満たした事業主は支給金額が加算されます。

ケース	中小企業の場合	大企業の場合
①有期→正規	57万円	42万7,500円
②有期→無期	28万5,000円	21万3,750円
③無期→正規	28万5,000円	21万3,750円

※①～③合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで

**【賃金規定等改定コース】** すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成される

■ **補助金額** ●すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数	中小企業の場合	大企業の場合
1～3人	9万5,000円	7万1,250円
4～6人	19万円	14万2,500円
7～10人	28万5,000円	19万円
11～100人	2万8,500円 1人あたり	1万9,000円 1人あたり

●雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数	中小企業の場合	大企業の場合
1～3人	4万7,500円	3万3,250円
4～6人	9万5,000円	7万1,250円
7～10人	14万2,500円	9万5,000円
11～100人	1万4,250円 1人あたり	9,500円 1人あたり

その他のコースにつきましては、下記のホームページを参照下さい。

- **交付申請期間** 随時
- **問い合わせ先** ハローワーク助成金デスク TEL 078-221-5440  
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html>



## 経営の効率化や革新を図りたい

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

経済産業省 中小企業庁

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

- **対象** 日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者、特定非営利活動法人（既に本事業の交付決定を受けたなど）一部の事業者を除く）
- **補助概要・金額・率・設備投資・補助対象経費**  
 事業類型は、「一般型」「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」です。  
 なお、同一法人・事業者での応募は、1申請に限ります。  
 補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画、企業規模等の要件によって異なりますので必ずご確認ください。

	一般型	グローバル展開型
<b>概要</b>	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」または「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援	中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」または「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）
<b>補助金額</b>	100万円～1,000万円	1,000万円～3,000万円
<b>補助率</b>	【通常枠】 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3 【低感染リスク型ビジネス枠特別枠】 2/3	1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3
<b>設備投資</b>	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
<b>補助対象経費</b>	【通常枠】 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 【低感染リスク型ビジネス枠】 上記に加えて、 <b>広告宣伝費・販売促進費</b>	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費

※ビジネスモデル構築型についてはホームページを参照下さい。

- **交付申請期間** 申請受付：令和3年9月1日（水）17時～ 応募締切：令和3年11月11日（木）17時（8次締切）  
8次締切後も申請受付を継続し、令和3年度内に、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。
- **実施期間** 随時
- **問い合わせ先** ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL 050-8880-4053  
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



## IT導入補助金

経済産業省

中小企業・小規模事業者のみならずITツール導入に活用いただける補助金です。令和2年度第3次補正からはこれまでの通常枠(A・B類型)に加え、低感染リスク型ビジネス枠(特別枠：C・D類型)も追加されました。

## 【通常枠(A・B類型)】

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみならず自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、企業の業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

## 【低感染リスク型ビジネス枠(特別枠：C・D類型)】

低感染リスク型ビジネス枠(特別枠：C・D類型)は、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠(A・B類型)よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

- 対象 中小企業(飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)、小規模事業者  
※詳細はホームページを参照

## ■補助金額

	A類型	B類型	C類型	D類型
補助率	1/2以内		2/3以内	
上限額・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円以下	30万円～450万円以下	30万円～150万円以下

## ■補助対象経費

ソフトウェア費、導入関連費

低感染リスク型ビジネス枠(特別枠：C・D類型)はソフトウェア費、導入関連費、ハードウェアレンタル費等が対象

## ■交付申請期間

随時

## ■問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL 0570-666-424  
<https://www.it-hojo.jp/>



## 経営の効率化や革新を図りたい

## 中小企業等事業再構築促進事業

経済産業省 中小企業庁

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とするものです。

- 対象 日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等  
■補助金額・実施期間等

	①通常枠	②大規模賃金引上枠
概要	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援。	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引き上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援。 (すべての公募回の合計で、150社限定)
補助金額	【従業員数20人以下】100万円～4,000万円 【従業員数21～50人】100万円～6,000万円 【従業員数51人以上】100万円～8,000万円	【従業員数101人以上】8,000万円超～1億円
補助率	中小企業者等 2/3(6,000万円超は1/2※) 中堅企業等 1/2(4,000万円超は1/3※) ※補助金額によって補助率が異なりますのでご注意ください。	中小企業者等 2/3(6,000万円超は1/2) 中堅企業等 1/2(4,000万円超は1/3)
補助事業実施期間	交付決定日～12カ月以内 (ただし、採択発表日から14カ月後の日まで)	交付決定日～12カ月以内 (ただし、採択発表日から14カ月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
	③卒業枠	④グローバルV字回復枠
概要	事業再構築を通じて、資本金または従業員を増やし、3年～5年の事業計画期間内に中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業者等が行う事業再構築を支援。 (すべての公募回の合計で、400社限定)	事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援。 (すべての公募回の合計で、100社限定)

補助金額	6,000万円超～1億円	8,000万円超～1億円
補助率	2/3	1/2
補助事業実施期間	交付決定日～14カ月以内 (ただし、採択発表日から16カ月後の日まで)	交付決定日～14カ月以内 (ただし、採択発表日から16カ月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費
	⑤緊急事態宣言特別枠	⑥最低賃金枠
概要	令和3年の国による緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を含む中小企業等に対する支援。	最低賃金引き上げに影響を受け、その原資の確保が困難な特に景況の厳しい中小企業等が取り組む事業再構築に対する支援。
補助金額	【従業員数 5 人以下】 100万円～500万円 【従業員数 6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】 100万円～1,500万円	【従業員数 5 人以下】 100万円～500万円 【従業員数 6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】 100万円～1,500万円
補助率	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3
補助事業実施期間	交付決定日～12カ月以内 (ただし、採択発表日から14カ月後の日まで)	交付決定日～12カ月以内 (ただし、採択発表日から14カ月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

■問い合わせ先 株式会社パソナ TEL 0570-012-088  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



## 他の事業者と連携し、新たな取り組みをしたい・働き方改革を進めたい

# 小規模事業者持続化補助金

経済産業省 中小企業庁

持続化補助金は、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取り組みに要する経費の一部を支援する制度です。この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

【一般型】 小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取り組み等を支援します。

- 対象 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方
- 補助金額 原則50万円を上限(補助率2/3)
- 補助対象経費 小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等(例：チラシ作成、ウェブサイト作成、商談会への参加、店舗改装等)
- 交付申請期間 第7回受付締切：2022年2月4日(金) [※消印有効]

【低感染リスク型】 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組み、及びその取り組みに資する感染防止対策への投資を支援。

- 対象 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方
- 補助金額 原則100万円を上限(補助率3/4)
- 補助対象経費 ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等
- 交付申請期間 第4回締切：2021年11月10日(水) 17時 第5回締切：2022年 1月12日(水) 17時  
第6回締切：2022年 3月 9日(水) 17時

■問い合わせ先 【一般型】 商工会地区：全国商工会連合会  
 TEL 03-6670-2540  
[http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)



商工会議所地区：日本商工会議所  
 TEL 03-6447-2389  
<https://r1.jizokukahojokin.info/>



【低感染リスク型】 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠) 補助金事務局  
 TEL 03-6731-9325

## 自社にあった制度をもっと知りたい! 他社の導入事例をみてみたい…という企業の皆様へ

下記のサイトも是非ご利用下さい。

- ミラサポplus 中小企業向け 補助金・総合支援サイト(経済産業省) <https://mirasapo-plus.go.jp/>  
 支援制度のほかに経営上のお悩みを解決する地域の支援機関や専門家の紹介や様々な経営事例集が掲載されています。
- よろず支援拠点 国が設置した無料の経営相談所 <https://yorozu.smrj.go.jp/>  
 各都道府県に拠点があります。兵庫県は下記の通りです。
  - 兵庫県よろず支援拠点 (公財)ひょうご産業活性化センター内 TEL 078-977-9085(月～金 9:00～17:00(祝日を除く))



# 座談会



# 新事業展開と 既存事業の 関連について

先行き不透明なコロナ禍の大変な中でも、先を見据え、新事業へ参入されている企業3社の方にお話を伺いました。

## 株式会社澤田棉行

取締役 経営企画室 室長  
澤田 堯 氏



## ▶会社概要と既存事業について

司会：まずは、自己紹介と各社の事業概要からお聞かせください。

澤田：当社は、1880年に繊維の卸業者として創業しました。先代の社長の時代から不織布の製造・販売を開始し、現在は、繊維原料の販売と不織布の製造販売を行っています。拠点は九州・東京・関西にあり、従業員は約25名です。

壺阪：当社は、1970年に機械工具の販売商社として創業しました。その後、色々な会社と合併や吸収を繰り返し、現在はグループ企業が5社あります。

事業としては、機械工具の卸を軸に海外事業・部品加工事業・専用機設計・製作・施工事業を行っております。従業員は約70名で、その他20名程が海外の従業員です。

廣田：当社は、1962年に姫路市福中町でゴムホースの販売商社として創業しました。1964年に広畑区蒲田に移転し、ゴム成形品製造を開始しました。今年7月には大津区へ全面移転しました。事業としては、自動車用電装部品に組みこむゴム・プラスチック成形及びその金型製造を行っています。従業員数は約50名で、その他フィリピンの現地法人に約150名おります。

## ▶新事業の概要

司会：各社の新事業の概要をお聞かせください。

### ■使い勝手の良い、安価な抗ウイルス繊維の開発

澤田：当社では、“地球環境を守る”を掲げ、新事業として抗ウイルス繊維の開発を行っております。既存の抗ウイルス繊維は、高価で使い勝手もあまり良くないものが多いことから開発に着手しました。大手商社と開発チームを立ち

## ツボサカ機鋼株式会社

代表取締役社長  
壺阪 康裕 氏



## 株式会社和光製作所

代表取締役社長  
廣田 晃一 氏



## 司会 姫路経営者協会

事務局  
酒見 直俊





上げ、取り組んでいます。繊維の開発には非常に時間がかかるため、まずは抗ウイルス分野でスプレーや手袋などの身近な付属品から取り扱いを始めました。



抗ウイルススプレー Etak

## 2店舗の飲食店経営

壺阪：当社は、飲食事業として昨年山吹に“炭火焼きゆ鳥”のフランチャイズ店舗を、今年2店舗目として姫路駅前“つばさか商店”をオープンし、経営を行っています。

## 他と差別化したマスクの製造販売

廣田：当社は、マスクの中でも他の製品とは差別化したものを作りたいと思い、新事業に着手しました。ウレタンと不織布を合わせたマスクの製造販売を行っています。

## ▶新事業展開に至った経緯と既存事業との関連

司会：新事業を展開するに至った経緯と既存事業との関連をお聞かせください。

## 次なるパンデミックを想定して、攻めの姿勢で新しい商品開発を！

澤田：当社の事業は、お客様の課題を解決する開発が多いので、既存事業だけでは会社の規模拡大に限界があるという思いから新事業に取り組みました。会社の理念からも新型コロナウイルスに対応したものを開発して、社会に貢献したいという思いがありました。2002年以降のSARS、MARSの経験をもとに10年毎のパンデミックを想定して、2018年ごろから大手商社との抗ウイルス繊維の開発を進めていました。当初の予想より早く新型コロナウイルスが流行してしまいましたので、一層開発を急ぎました。その結果、現在は商品化の一手手前まで辿り着けました。

既存事業との関連については、あくまでも本業の繊維から離れない範囲で自分たちで何かを作るといった攻めの姿勢で取り組んでいます。

## 外国人社員の希望を受け、飲食事業へのリベンジ

壺阪：過去に既存事業でインドネシアに進出した際、現地の工業団地で日本食レストランを出店し、失敗した経験があります。いつかもう一度飲食業にはチャレンジしたいと思っていました。そんな折、数年前にベトナム人社員を雇

用した際に、入社当初からやりたいこととして飲食店の経営を掲げていたので、店長として任せてみようと思ったこともきっかけの一つです。飲食事業への参入を考えていることを“ゆ鳥”の社長に相談したところ「絶対に失敗させない」との後押しをいただき、助言をいただきながら、まずはフランチャイズ店舗の経営に踏み切りました。また、飲食業のみを事業展開している会社は、コロナ禍の中補助金の支給も遅れており、資金繰りが厳しい会社も多いですが、当社は本業が商社ということもあって資金的な余裕があるのが強みです。

既存事業との関連としては、商社の取引先との接待の場として利用できるほか、得意先の方にも何かの折に使っていただけるようにしております。そうすることで、本業の接待・交際費の節約にもつながります。

## お客様の顔が見える何かをつくりたいという社員の意見が発端

廣田：今、自動車業界では電動化が進んでおり、100年に一度の変革期だと言われています。当社にとって既存事業は、大きな柱ですのでこの変革には全力で取り組みたいと思っています。

コロナ前から部活動的に社員が取り組んでいたプロジェクトで“何か自分たちで企画して製品を作れないか”という社員の想いをもとに数年前から検討を始めました。既存事業の製品の性質上、直接的なお客様との接点がなく、お客様のリアクションが分からないということを社員共々感じておりました。その中で新型コロナウイルスが流行している情勢からマスクが必要なのではと考え、新事業に着手しました。



Win<sup>2</sup>マスク

## ▶新事業展開の苦勞ややりがい

司会：新事業展開に際して、苦勞されたことや、やりがいとしてどんなことがありますか？

## “抗菌”と“抗ウイルス”の壁を越えることの難しさ

澤田：抗ウイルスの商品を扱う際に、世の中に“抗菌”と“抗ウイルス”の違いを理解していただくことが、現在も苦勞していることです。菌とウイルスは大きさも働きも増殖の仕方も違う全くの別物で、世間で販売されている商品の中には、抗菌を謳っているものもありますが、それは抗ウイルスという点においては対応していません。当社の商品売り出すために、まずはウイルスに対する正しい知識を持っていただくことが必要だと考えています。

また、何か新しいものを開発する際の打合せでは、物を

見ながら触ったりして直に確かめることが大切で、コロナ禍でリモートワークが浸透したことは多くのメリットを生みましたが、海外の現地を訪問できなかつたり製品の輸送が遅れたことでなかなか開発が進まず、非常に苦労しました。

やりがいについては、自分たちのやっていることが、「世の中の役に立つ」「課題解決に近づいている」と感じられることで、それを原動力にして日々頑張っています。

## 苦労は、不特定多数のお客様を相手に 予想しないことが起こること

壺阪：苦労したことは、飲食業は商社の取引先とは異なり、不特定多数のお客様を相手にする商売なので、色んな方がお酒を飲んで予想しないことが日々起こるということです。

やりがいは、2店舗で30名程アルバイトを雇用しており、普段なら知り合う機会が少ない若い人たちと接することができるのが面白いと感じます。また、多くの人の雇用を創出することができ、経営者として嬉しく思っています。



ゆ鳥 山吹店



つばさか商店

## 苦労は、製造から販売のノウハウを築くこと

廣田：新事業展開に際して苦労したことは非常に多くあります。

1つ目は、当社にはマスクの生産ノウハウが一切なく、素材のことや生産方法について一から学ぶ必要があったことです。製品の開発段階でも、仕様や色について試行錯誤を繰り返し、非常に苦労しました。

2つ目に、意匠登録、特許申請に関して、素材を供給いただいている大手企業との折衝の際に、いくつも壁を乗り越えなければならなかったことです。

3つ目は、衛生商品の製造環境を整えなければならなかったことです。

4つ目は、販売ノウハウもなかったため、銀行の提案でクラウドファンディングを行い、800名近い協力を得ることができましたが、そこでの販売の際にも、景品表示法に抵触しないPRを考えることにも苦労しました。

やりがいは、お客様の笑顔を見るため、試行錯誤を繰り返す過程で社員がイキイキと楽しそうに取り組むように

なったこと、製品が完成した喜びです。

## ▶ 今後の展望と目標

司会：今後の新たな展開や目標をお聞かせください。

### “地球環境を守る”をモットーに SDGsに対応した事業展開をしていくこと

澤田：当社もBtoCでの販売のノウハウがなく、若い社員を担当にして一からEC（イーコマース）での販売の準備を進めております。

製品については、マッサージ店で顔を覆うために利用する不織布を想定し、間もなく商品化する見込みです。

それ以外にもホテルのシーツや新幹線のヘッドレストカバーなど新たな用途を増やしていきたいと考えています。前述の通り“地球環境を守る”をキーワードに掲げていますので、使い捨ての商品ではなく回収して再利用できるSDGsに対応した商品として開発を進めていきたいです。

### 国内のみならず飲食事業で海外展開を

壺阪：今後は、飲食事業をさらに伸ばしていきたいと考えています。11月からKiss-FM毎週木曜日の「Kiss music Presenter」の18時30分頃の「悟の“喝！”のコーナー」でPRしていきます。

現在、コロナ禍で多くの飲食店が撤退し、各地駅前の物件に空きがある状況なので明石方面や岡山方面でも展開を考えています。また、ベトナム人の“ゆ鳥”の現店長が4年後には日本の永住権を取得できる予定なので、ベトナムと日本を行き来することを想定してホーチミンで焼き鳥屋を展開するなど、海外展開も考えています。

### 街で実際に着用している人が見たい、 様々なアイデアの実現

廣田：自社のマスクが、世界で唯一のものというわけではなく、沢山ある中の一つとして街中で着用している人を見かけられるようになれば嬉しいです。また、作った製品を自分たちで販売していきたいです。今後は、カラーバリエーションを増やしたり、カスタムメイドできるマスクの開発や全く別の商品アイデアも出てきているので、実現に向けて取り組んでいきたいです。

司会：コロナ禍の大変な中でも、今後を見据えた事業展開、新事業への参入など、皆様の前向きな姿勢に大変感銘を受けました。本業はもちろんですが、今回ご紹介いただいた新事業を通じ、各社の発展と、社員の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

本日はお集まりいただき、ありがとうございました。



# 会員企業三二紹介コーナー

全員経営で皆さまのお役に立つ建材商社を目指す

## 株式会社アスノ

### セールスポイント

昭和25年に姫路市俵町で創業し、お陰さまで昨年4月に創業70年を迎えることができました。創業当時は大工道具の小売店でしたが、その後は建材の卸売業に業種転換し、今では姫路本社（飾磨）のほか、神戸支店（神戸市灘区）、大阪営業所（大阪市淀川区）の3拠点で、全国の400社以上のメーカー・商社から優れた商品を仕入れ、兵庫県下および近隣府県の900社を超えるお客様に金属製の屋根・壁材などの建築資材と、遊具、フェンスなどの土木資材の販売および施工を行っています。

創業9年後、創業者が「この会社を従事する皆の会社にする」と表明しました。私たちは創業者の理想を具現化し、1968年に社員が株主として経営に参加する労使一体型経営を実現しました。現在、社員71名の内61名が株主として経営参画し、社員全員でどうすればお客さまに喜んでいただけるかを考え、皆さまのお役に立つ建材商社を目指しています。



本社屋



本社事務所



本社倉庫

### 会社概要

- 代表者名 大塚 善基
- 所在地 姫路市飾磨区上野田2丁目10番地
- TEL. 079-233-0456 FAX. 079-233-0131
- ホームページアドレス <https://www.asuno-co.com>
- 設立 1956年12月26日（創業1950年4月11日）

- 資本金 7,000万円
- 事業内容 金属製屋根・壁材ほか建築資材（65%）、景観資材・道路資材ほか土木資材（35%）の販売および施工
- 取引先・販売先 地場の板金店、工務店、ゼネコン各社
- 取扱商品・製品 金属屋根・壁成型材、窯業屋根・壁建材、プラスチック外装建材、公園施設資材、道路安全施設、緑化資材等

原料品質からこだわる“本物の味”と“あずきの世界”で新しい発見を！

## 株式会社御座候

### セールスポイント

回転焼の御座候（赤あん・白あん）を主力商品として美味しさにこだわり、北海道と関東から広島にかけて店舗展開しております。

素材本来の風味を最大限に生かすアン作りを行っており、原料小豆・てぼう豆は選別工程で色・かたち・大きさを揃え、温度管理された貯蔵庫で保管する等行い、独自品質を実現しています。

製アン工場は、全店舗へフレッシュなアンを届けるために、年間364日朝から製アンが始まり夕方には出荷できる仕組みになっています。店頭では実演販売による焼き立ての美味しさをお客様へお届けしています。職人が、手焼きの技で焼き上げていく姿を見ながら購入できるのも、魅力の一つです。

2009年には世界初のあずきミュージアムを開館。小豆は味と栄養素に優れているだけではなく、その赤色ゆえに年中行事や人生の通過儀礼に欠かせない食べ物として、受け継がれてきました。植物学・農学・民俗学等、小豆を多面的に掘り下げ展示しております。

こだわり抜いた“本物の味”と古来より引き継がれる“あずきの世界”を、ぜひお楽しみください。



10倍あずき模型



御座候（赤あん・白あん）



実演

### 会社概要

- 代表者名 山田 宗平
- 所在地 姫路市阿保甲611-1
- TEL. 079-282-2311 FAX. 079-288-5374
- ホームページアドレス <https://www.gozasoro.co.jp>
- 設立 1959年6月（創業1950年4月）

- 資本金 85,275千円
- 事業内容 小豆・てぼう豆を主原料とした菓子のインスタ製造販売
- 取引先・販売先 百貨店や駅立地を中心に全国76店舗を展開（2021年10月31日現在）
- 取扱商品・製品 御座候（赤あん・白あん）、袋入りつぶあん、季節商品（御座候アイスパー・肉まん・わらび餅・よもぎ餅・かしわ餅）、担々麺、ジャンボ餃子等

# HAZARD

# 食欲の秋！ 腸活で免疫力向上！

いよいよ気温が下がり秋本番の季節となりました。秋は、“食欲の秋”と言われることもあって色々な食材が旬を迎えます。また、秋は「気温の低下」や「乾燥しやすい」ことから血行不良となり免疫力が低下する季節でもあります。そこで、今回は食事の観点から免疫力の向上が期待できる腸活や食材をご紹介します！是非参考にして、感染症に打ち勝つからだづくりをしてみましょう！！

## 腸活ってなんだろう？

腸活とは、腸内環境のバランスを整えて「腸の活性化」を誘導することです。腸は、食べ物の栄養を吸収する役割を持っています。その栄養で血液がつくられ全身を循環します。全身を循環する血液量が多くなると免疫力が向上します。



## 腸活のメリット 腸が活性化すると…？

- ①消化できない食べ物を体に良い栄養物質へと作り変える
- ②腸内の免疫細胞を活性化し、病原菌などからからだを守る
- ③美肌・アレルギーの予防&改善
- ④メンタル面の健康・睡眠改善

Q. 腸内環境を整えるにはどうすれば良いの？



A. 『腸内細菌』を整えることが不可欠！！

『腸内細菌』は、次の3種類に分けられます。



体に良い働きをする  
『善玉菌』

腸内を酸性にすることで悪玉菌の侵入や増殖を防いだり、腸の運動を促すことによってお腹の調子を整えます。

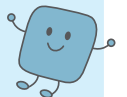
体に悪い働きをする  
『悪玉菌』

脂質や動物性たんぱく質を好み、悪玉菌が増えると便秘や下痢などお腹の調子が悪くなることもあります。



どちらにも属さない  
ひよりみきん  
『日和見菌』

腸内の善玉菌・悪玉菌の優勢な（多い）方に味方します。



善玉菌が優勢になると悪玉菌の定着・増殖を抑え、健康な腸になります。腸活の具体的な日頃の習慣としては、下記のような善玉菌を含む発酵食品や善玉菌のエサとなる食材（食物繊維・オリゴ糖）を積極的に摂取しましょう！

## 腸活を促す食材

### 『発酵食品』

- ・ヨーグルト ・ぬか漬け ・納豆 ・キムチ ・味噌 ・チーズ

### 『善玉菌のエサとなる食べ物』（食物繊維・オリゴ糖を多く含む食材）

- ・ごぼう ・にんじん ・芽キャベツ ・おくら ・ブロッコリー ・ほうれん草 ・さといも
- ・こんにゃく ・海藻 ・きのこ類 ・豆類 ・果物

### 『消化促進や吸収促進効果・ビタミンやミネラルなどの栄養素が多く含まれている食べ物』

- ・にんにく ・長芋 ・鶏肉 ・卵 ・しょうが ・アーモンド ・胡麻 ・緑茶



腸活には、自律神経も関係しています！

バランスの良い食事が理想的ですが、あまり厳しく制限してしまうとストレスの要因になってしまいます。無理せず、ストレスを感じない程度に取り組み、免疫力の向上を目指しましょう！

参考：『e-ヘルスネット（厚生労働省）：https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/』



## お知らせコーナー

### 初めて兵庫県中播磨県民センターへ 要望書を提出

『2022年度 兵庫県中播磨県民センターに関する要望書』  
を10月18日(月)に提出しました。

#### 要望の内容

1. 地方創生の実現に向けた地域の活性化  
(1) 若者に魅力ある都市の構築と情報発信による積極的人材確保  
(2) 家庭・学校・企業・地域が一体となった人材育成
2. 多様な人材・働き方に対応できる体制の充実  
(1) 女性を活かせる働き方や長く働ける職場環境づくり  
(2) 超高齢化社会に対応した働き方を可能とする人材活用への支援
3. ポストコロナを見据えた就業者教育支援  
(1) 未来社会に向けての官学産連携によるリカレント教育  
(2) 新しい働き方の定着への教育支援
4. 活気と賑わいのある  
中はりまの基盤整備の推進  
(1) 都市の価値を高める広域交通網の整備に関する要望  
(2) 交通網整備と観光資源の融合による観光産業等への貢献



### 2021年度 第18回 労務管理基礎講座を ハイブリッド形式にて実施

去る9月14日(火)より、人事労務担当者としてのスタンスについて再確認を行うとともに、担当者として知っておくべき“基本的な知識の習得”をねらいとした全6回シリーズの『労務管理基礎講座』を対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で実施しております。

今年度の参加人数は対面形式で約20名、さらにオンライン形式にて約20名、あわせて約40名となり、例年をはるかに上回る人数の方にお申込を頂きました。参加者のアンケートでは、「講師の方から実務面の事例を含め、分かりやすく丁寧に説明いただけた」という声を多く頂いております。最終回は11月16日(火)を予定しております。



## だいじょうび

### 患部を温めたほうがいい？ 冷やしたほうがいい？

手足の関節や腰などの痛みに対してその時は冷やしたほうがいいか温めたほうがいいか聞かれる場合が多くあります。

ここでは患部はケガや病気による炎症の一環として痛みを伴った骨、筋肉、関節などの運動器の痛みへの対処としての説明をさせていただきます。

原則的には、急性の感染による炎症や骨折、捻挫などの急性期には冷罨法(氷など冷たいもので冷やす)、リウマチや変形性関節症のような慢性炎症や外傷の治癒期後療法としては温罨法(温める)が適切でしょう。

急性期の過度の炎症は随伴する炎症細胞の集合による血管拡張による腫れや疼痛を伴うので冷罨(冷やす)により組織の温度低下血管収縮、新陳代謝低下をもたらし、抗炎症効果と鎮痛効果が得られます。

急性の炎症がおさまリ、患部の状態が落ち着けば長期の冷罨は患部の回復を遅らせることになるので冷やすのをいったんやめて動かしてみ、痛みなどが再発するのであれば、病院での診察をお勧めします。

スポーツなど筋肉、関節の運動後の痛みに対しては、運動直後は20分程度のアイシングがよく行われます。そ

の後にゆっくり入浴などの温熱手段によって疲労を取り、運動後の回復を促進できるので、運動を日常的に行っている方にお勧めです。最近では生活の欧米化により仕事や運動後はシャワーで済ませる方をよく見受けま。夏場でも意外に四肢の関節や筋肉は血流が低下しているものです、疲労の蓄積が関節や筋肉の痛みを引き起こすこともあり、疲れた身体には入浴等で血行を促進することをお勧めしますが、血管の病気を患っている方は主治医の先生にご相談下さい。

関節リウマチや変形性関節症、慢性腱鞘炎のような症状には、基本的に温熱療法が処方されますが、局所の状態や糖尿病などともなう神経の病気がある場合は注意が必要です。

また、湿布などの貼付剤にも温感タイプや冷感タイプがありますが湿布薬の主成分のほとんどは血管拡張や組織の充血を促す作用がありますので湿布で冷やすということではないので気を付けましょう。

また、痛みの原因によって、対処が異なることがありますので、症状が続く場合は病院の受診をお勧めします。

姫路市医師会  
スポーツ医学  
委員会

宇野津 雅哉



# 企業

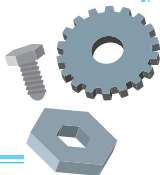
# インタビュー

依頼された地域や業界の役目を引き受け、『利他』の心で地域や周りの人たちに何ができるかを考え、どんな時も常に前向きに事業に取り組んでこられた

三和鉄工(株) 代表取締役社長

かまだ かずや

鎌田 和也 様にお話を伺いました。



## 会社概要

当社は1956年に高砂市高砂町で創業し、1980年に法人設立しました。現在は高砂市梅井に本社工場、荒井町に荒井工場があります。

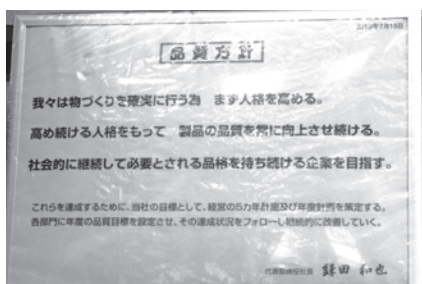
私は元々金融業界の出身で、1991年に結婚を機に当社に入りました。その当時は取引先が1社に依存していたのですが、阪神淡路大震災が発生し、その取引先が大きなダメージを受け、材料の供給が途絶え、我が社もピンチに陥りました。しかし、そこから「ピンチはチャンス」と前向きに捉え、当時は珍しかったと思いますが、飛び込み営業で積極的に新規顧客を開拓し、今では、精密加工大手メーカーをはじめ、航空機部品や宇宙開発関連部品メーカーなど、特定の業界に捉われずにさまざまな企業と取引を行っています。従業員は31名です。

## 経営理念

### 『ものづくりは人づくり』

当社工場には品質方針を掲げているのですが、私は『ものづくりは人づくり』だと思っています。高めつづける人格が、製品の品質・品格を高め、出来上がった製品が我々の

顔だと思っています。それをお客様に評価していただき、その継続が未来永劫、当社が必要だと認めもらえることに繋がっていくことだ



from



三和鉄工株式会社



代表取締役社長

鎌田 和也 氏

依頼されたことは  
“喜んで!”の精神で引き受け、  
周りの人のために力を注ぐ

がんばってるぞ

と思います。

昔は大手鉄鋼メーカーから技術面において教えていただくことも多くありましたが、今は、我々のような中小企業が主導権を持ってコーディネートしていかないと製品が作れなくなってきています。

日本の金属加工業は設備とシステムがしっかりしており、その設備とシステムがあれば、誰でもできると思っています。ものづくり技術に差はありません。

ですので、当社は何かあれば、エンドユーザーに工場まで来ていただき、満足いただくために技術開発の場である現場を見て品質を確認していただいています。そして、常に創意工夫を行うことで当社の強みである提案力を向上させています。

## 業界の景気動向

### 同業種でも倒産・廃業が続き、日本のメーカーに技術力がなくなっているのが心配

これまでも何度かピンチはありましたが、当社の営業展開方針はこれまでの仕事で培った技術を活かせる企業、そして、日本一または世界一のシェアを持つ企業をターゲットとし、新規開拓をしてきました。ただ、さすがにこの1年半は非常に厳しかったです。それでも休業補償は利用せず、内部講習などをして自力で頑張り、持ち直しました。

業界としてもコロナ以前にもリーマンショックや9.11同時多発テロ等の影響を受け、厳しい状況ではあります。しかし、どんな時も常に前を向いていくことが事業を続ける

ことだと思っています。

現在、同業種でも倒産・廃業が続き、日本のメーカーに技術力がなくなっているのが心配です。今後は“日本のものづくり”を残していくために力を落としていっているメーカーに代わってコンダクターになっていくことも大事だと思っています。

## 従業員教育について

### 工具・機械メーカーの展示会・講習会を主催し、勉強会も自社で行う

原則はOJTで行っていますが、管理職は中小企業大学の研修に参加したり、大阪工業会のセミナーを利用しています。また、工具・機械メーカーの展示会・講習会を当社が主催し、勉強会も自社で行っています。

工具の開発においても当社でメーカーと一緒に企画していますので、社員のモチベーションになっていると思います。

また、若者の製造業離れが厳しい状況ですが、当社社員は20～30代が中心で、それも当社の強みだと思っています。

### 先代社長からの習慣である “気配り”“心配り”を忘れず継続

また、教育ではありませんが、当社の福利厚生の中には全従業員に誕生日にはケーキをプレゼントしたり、残業時にはパン・飲み物が配られたり、先代社長が女性であったということもあり、気配り・心配りのある習慣が今も続いています。

そして、今でも協力会社約50社に私と営業社員が中元・歳暮を訪問して直接お渡ししています。これも先代の時代から続いており、約1週間かかりますが、遠方営業は私が行くようにして続けています。遠方営業は私の仕事のモチベーションの一つだったのですが、現在はコロナの影響で出張が減り、非常に寂しいです。コロナが早く収束してほしいと望んでいます。

## 将来の抱負について

### 企業は“公器”。

### 上場し、従業員のモチベーションをさらに高めたい

現在、当社は製品加工メーカーですが、今後は原材料から揃えられる総合金属メーカーに脱皮したいと思っています。

また、企業は“公器”だと思っていますので、いずれは上場して、切磋琢磨することで従業員のモチベーションをさらに高めたいと思っています。企業が残っていくことが従業員やその家族のため、地域のため、業界のためである

と思います。ですので、永続的に残っていく会社になりたいです。

また、私は、元々金融業界にいましたのでよく分かりますが、存続母体であることが企業として大事だと思います。

周囲の会社も助けていながら企業として大きくなり、今いる従業員が各部門のトップになり、その中から次の経営者が生まれてくれれば、仕事に対するモチベーションや相乗効果が高まると思います。

## 趣味

### 趣味はスキー 指導員としても年間20～30日は山へ行く

趣味はスキーです。小学校の体育で始め、高校時代にはスキー検定2級取得が必須でした。そして、その流れで1級を取得し、現在はスキーの指導員もしています。学生時代は、夏はオーストラリアやニュージーランド、冬は白山や信州などで年間200日楽しんでいました。

現在も年に2回指導員研修も受け、年間20～30日は山に入っています。

学生の頃、スキーを仕事にしたいと思っていましたが、先輩に相談したところ、「スキーで生活をするのは非常に厳しいよ」と言われ、就職活動をしました。そこからは趣味として続けています。

## 好きな言葉

### 日々、心掛けているのは『利他』の心

好きな言葉は『利他』です。自分のためにできることには限りがありますが、周りの人や地域の人のために何ができるかを考えたほうが、幸せで楽しいと思います。ですので、他の人から頼まれたことは「はい！喜んで」の精神で引き受けるようにしています。

おかげで、仕事に関連した団体やこの地域の役職をたくさんさせてもらっています。それをしなければ、もっと本業の仕事に時間が費やせ、会社が発展していたかもしれないと考える時もありますが、逆にしていなければ、本業の仕事が行き詰っていたかもしれません。お受けした役目との相乗効果で私も頑張ることができたと思っています。

人間はどうしても『利己』になってしまいがちですので、『利他』の心を常に意識し、すべての人が幸せになれるよう行動しています。

## 会社概要

所在地：〒676-0074 高砂市梅井3丁目15-14  
TEL：079-447-0116  
URL：<http://sanwa-m.com>





# ころばぬ先のマメ知識 税務・労務編

## 資産に係る 評価損の取扱い

姫路経営者協会 経理顧問  
ハマダ税理士法人  
代表社員税理士 公認会計士  
濱田 聡



**Q** 最近の決算発表等では新型コロナウイルス感染症拡大や近年頻発する自然災害等の影響により、その有する資産の価値が大幅に下落したとして評価損を計上する法人が見受けられます。税務上、資産の評価損として損金算入が認められる場合について教えてください。

**A** 税務上、原則として資産の評価損の損金算入は認められませんが、一定の事実が生じたことによる評価損については損金算入（期末簿価一期末時価を限度）が認められます。

損金算入を検討するにあたり、注意したい点は次の通りです。

### (1) 会計処理

法人税法第33条第2項による評価損の損金算入については「～当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは～」と損金経理が要件の1つとされています。損金算入が認められる事実が生じていたとしても申告調整による減算処理は認められませんので、会計上も確定した決算において評価損を計上する必要があります。なお、税務上の評価損否認金又は償却超過額のある資産については、過年度において既に損金経理が行われていることから、その事実が生じた事業年度において申告調整による損金算入が認められます。

### (2) たな卸資産の過剰在庫

単に多く仕入過ぎたことや作り過ぎたことを理由として安値で販売するなど、たな卸資産の時価が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、評価損の損金

算入は認められません。損金算入が認められる事実の1つである「著しい陳腐化」とは「たな卸資産そのものには物質的な欠陥がないにもかかわらず経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にあることをいう」とされていますので、例えば季節商品等を仕入れたものの、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置発令の影響により販売が減少したため売れ残ってしまった在庫で、今後通常の価額では販売できないものについては、評価損の損金算入が認められます。

### (3) 固定資産に係る減損損失

営業自粛や時短営業、外出自粛等により、飲食業や小売業を始めとしてテイクアウトやオンラインでの販売、営業形態の転換、経営合理化のための店舗、工場の閉鎖等を行う事業者も見受けられます。それに伴い既存店舗等の売上減少、閉店、工場の閉鎖等による収益性の悪化を理由として、会計上、対象固定資産につき減損損失を計上する場合があります。会計上の減損損失の計上要件と税務上の評価損の損金算入要件は必ずしも一致しておらず、税務上は収益性の悪化による評価損の損金算入は認められません。新型コロナの影響が長期に及ぶ中で、例えば1年以上にわたって閉店となっているものの、まだ廃業や処分等が行われていない固定資産に係る減損損失については、税務上も評価損としての損金算入が認められる可能性があります。会計上、減損損失が計上される場合にはその理由を確認し、その固定資産の状況に応じて税務上の評価損の損金算入要件を満たすものであるかどうかの確認が必要になります。

## 固定残業代制は見直すべき？

労務相談員 瓜生 裕一



**Q** 当社では、一部の社員について時間外労働の割増手当に代えて職務手当を支給しています。職務手当の対象となる社員は1日1時間～2時間、1月に30時間程度の時間外労働があり、月30時間分の時間外労働に相当する賃金を職務手当として支払っています。しかし、月の時間外労働が30時間未満であっても固定的に30時間分の時間外労働に相当する職務手当を支払うので、会社にとって経営的にマイナスではないか、また、従業員にとっても時間の意識が希薄になって恒常的な時間外労働を認めることになっている等の意見があり見直しを検討しています。見直しに当たった際の留意点を教示願います。

### 1. 適法であるための条件

**A** 御社のように法所定の割増賃金に代えて一定額の職務手当を支払うことも、法所定の計算による割増賃金額を下回らない限り適法です。具体的には、①御社の職務手当のように割増賃金部分として通常の労働時間分の賃金部分と区分けされていること。②その割増賃金の部分が何時間分の時間外労働をカバー（御社の場合は1月30時間分をカバー）するのかを明示（就業規則等での明示）すること。③そのカバーする時間外労働を超える時間外労働については別途割増賃金（深夜業が含まれる場合は深夜労働割増賃金も含む。）を支払うことが必要です。

### 2. メリット（背景）・デメリット

①御社の場合ですと例えば、月の時間外労働が20時間であっ

ても30時間分相当の職務手当が支払われ、従業員にとっては、法所定の割増賃金より多くの賃金が得られる場合があること。②カバーする時間外労働の範囲内であれば割増賃金計算をする必要がなく会社にとっては事務効率化が図れること等々のメリット（背景）もあります。一方で、労働時間（何時間の時間外労働をしたのか）の意識の希薄化による労働効率の低下や恒常的な時間外労働さらには、カバーする時間外労働を超える時間についての割増賃金の未払い（賃金不払い残業）の要因・契機ともなりかねません。

### 3. どうすべきか（私見）

法令で「タイムカードによる記録、PC等の使用時間の記録の客観的な方法」で労働時間の状況を把握しなければならない（安衛法66条の8の三、安衛規則52条の7の三）とされ、固定残業代制をとったとしても労働時間を厳格に管理することが求められています。労働時間を正確に把握し、実際の時間外労働の割増賃金を支払う本来の方法の方が、恒常的な時間外労働や賃金未払い残業を防ぎコンプライアンス（法令遵守）に適っています。確かに、御社の場合1月の時間外労働が30時間未満の場合、本来の方法による割増賃金による賃金は減少しますが、従業員の「会社は法令に沿って賃金をキチンと計算してくれている。」との信頼度は増します。そのことが、労働効率や定着率の向上にも寄与します。今の時代はコンプライアンスが重視され、コンプライアンスに資するのはどちらだろうか、との観点からの見直しも必要です。





# 知って得する

## 弁護士・社会保険編

### 個人情報保護法の改正内容

はりま法律事務所

弁護士 加藤 恵一



Q

個人情報保護法が改正され、2022年4月1日より改正法が施行されると聞きましたが、法改正の内容について教えてください。

A

2020年6月12日、改正個人情報保護法が公布され、2022年4月1日より施行されることになりました。以下、改正法の概要についてご説明いたします。

#### 1. 漏洩時等の当局への報告及び本人への通知の義務化

これまでは個人情報を漏洩した場合でも、特に法律上の報告義務はありませんでしたが、法改正により、漏洩時には個人情報保護委員会への届け出義務及び漏洩した個人情報の対象者本人への通知義務が新たに生じることになりました。

#### 2. 公表事項の追加

外国に個人データを提供している場合は、当該外国における個人情報保護制度、提供先が講ずる個人情報保護のための措置その他参考となるべき情報を、あらかじめ本人に提供する義務が新設されました。

#### 3. 本人の権利強化

- (1) 個人情報の開示、訂正、利用停止など本人が請求できる対象として、これまではその対象外であった「6ヶ月以内に消去する短期保存データ」も請求対象として追加されました。
- (2) 個人情報の開示方法についても、これまでの開示方法は原則書面によるとされていましたが、改正法により、本人によるデジタル請求が全面に押し出され、開示方法についても本人が請求した方法が原則とされるようになりました。
- (3) これまでは一定の違法行為がなければ利用停止請求ができなかったのですが、改正法により、違法行為の対象が追加される他、漏洩等が生じた場合や本人の権利や正当な利益が害される恐れがある場合には、保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止を求めることができるようになりました。

#### 4. 個人データの提供や受領の記録の開示義務

これまで個人データを提供したり提供を受けたりする場合は、一定の事項を確認し、記録を作成し、保管する義務がありましたが、法改正により、さらにこの記録を本人が閲覧などしたいと請求した場合には、当該企業はこれに対応しなければならない義務が新設されました。

#### 5. 罰則等の強化

これまで個人情報保護委員会の命令に違反した場合、6月以下の懲役または30万円以下の罰金でしたが、法改正により1年以下の懲役または100万円以下の罰金となり、さらに法人に対しては1億円以下の罰金も科せられるようになりました。その他、個人情報保護委員会は、命令違反を行った当該企業名を公表することもできるようになりました。

#### 6. 外部提供関連の規制強化

個人データの提供に該当しない場合でも、提供先で個人データとして取得することが想定される場合には、個人データの提供できる場合が限定されることになり、あわせて提供元で記録を作成し、保管する義務が新設されました。

また、オプトアウト規制も強化されました。オプトアウトとは、一定事項を公表等したうえで、個人データを本人の同意なく第三者提供した上で、本人から拒否された場合に提供を停止するというスキームを指しますが、改正法ではこのオプトアウトによっては提供できない個人データの範囲が拡大され、オプトアウト時の通知・公表等事項も拡充されました。

#### 7. 最後に

以上のとおり、来年4月1日より上記改正法が施行されることとなりますので、個人情報を取り扱われている企業におかれましては、社内規定やプライバシーポリシーの改訂等のご準備をいただく必要があります。

## 令和4年10月からパート・アルバイトの社会保険適用を段階的に拡大!

社会保険労務士解説

Q

パート従業員が多数働いています。パートやアルバイトなど短時間で働く従業員の社会保険加入の義務が従業員500人以下の企業にも段階的に適用されると聞いております。

今回の段階的適用はかなり影響がありそうです。加入義務要件、事業規模の捉え方はどのようになっているのでしょうか。

A

現在は従業員501人以上の企業が対象になっており、令和4年10月から従業員101人以上500人の企業、令和6年10月から従業員51人以上100人の企業と段階的に拡大されることになっています。今回の中小企業への適用拡大は、扶養の範囲内で働く主婦などの働き方および企業の法定福利費の増加に大きな影響がでてきますので早めの対策が必要です。

なお、段階的適用拡大の社会保険の加入義務要件および事業規模の捉え方などは以下のとおりです。

#### 社会保険の加入義務要件

次の4つの要件を満たす者は社会保険に加入する。

- ①週所定労働時間が20時間以上\*1
- ②雇用期間が2か月超え見込まれる\*2
- ③賃金月額が88,000円以上\*3
- ④学生でない（休学中又は夜間学生は加入対象）

- \*1、雇用契約が20時間未満であっても、残業などが常態化し、実態としての労働時間が2か月連続しそのような状態が見込まれる場合3か月目から加入する。
- \*2、雇用契約が2か月以内であっても、当初から2か月を超えて雇用の見込みがあった場合は雇入れ日に遡及して加入する。
- \*3、[賃金月額88,000]には、①1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる割増賃金、③精勤手当、通勤手当、家族手当など最低賃金に算入しないことが定められている賃金などは含まない。

#### 事業規模の捉え方

従業員数は以下の①と②の合計、すなわち現在の適用対象者となっている者の合計です。

①フルタイムの従業員数 + ②週所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

- \*①社会保険に加入させるか否かの従業員規模を見る場合には、上記のとおり常時使用する労働者数でなく、適用拡大前の現在の社会保険の被保険者数で判断します。社会保険の加入対象となっていなかった短時間労働者はカウントしません。
- \*②令和4年10月からの段階的適用については、事業所ごとの被保険者数でなく、同一の法人番号である法人ごとの被保険者数で判断することになっています。

# 経協 R E P O R T

## 会員情報

<順不同・敬称略>

## 代表者変更

### ◆(株)読宣姫路◆

代表取締役社長 赤松 正信氏  
代表取締役社長 梁瀬 秀則氏

### ◆大セメ運輸(株)◆

代表取締役 大橋 正彦氏  
代表取締役 安田 宏行氏

## 会社名変更

### ◆石塚王子ペーパー パッケージング(株)◆

石塚硝子(株) 福崎工場

### ◆(株)H・R・C◆

(株)アズマ



## 会員数推移データ (R3. 10. 25時点)

全 体	663
第一部会 (従業員数100人未満)	438
第二部会 (従業員数100人以上500人未満)	138
第三部会 (従業員数500人以上)	81
団 体	6

### ◆お願い◆

会員情報に変更がございましたら事務局までお知らせください。

## 姫路経営者協会 会報誌 広告募集中!

奇数月に発行しております会報誌Bridgeの誌面への  
広告掲載を募集しております。広告掲載のお申込み・  
お問い合わせは下記まで!

■次号発行予定日 1月5日(水)

■発行部数 約1,100部

(当協会会員・各地経営者協会・  
その他関連団体へ配布)

■お問い合わせ先 姫路経営者協会

TEL 079-288-1011

E-mail: keikyo@h-keikyo.gr.jp

### ■料金表(税込)

	A4(全面)	A5(片面)
表紙裏(白黒)	55,000円	27,500円
裏表紙裏(白黒)	55,000円	27,500円
裏表紙(カラー)	77,000円	38,500円

## 姫路経営者協会 事務局長就任の挨拶

事務局長 網干茂樹

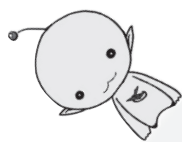


本年10月1日付けで事務局長に就任いたしました。73年という非常に歴史ある  
姫路経営者協会の事務局長の職務を仰せつかりましたことを大変光栄に感じると  
ともに、その責任の重さに身の引き締まる思いです。

さて、日本経済の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復を図るべく数々の経済対策を進  
めておりますが、地域経済にとってもこれからの施策の取り組みが非常に重要であると感じておりま  
す。

そのような中、姫路経営者協会の会員企業の皆様をはじめ関係各位の皆様との支援・連携ができるよ  
う「扇の要(物事の大事な部分)」となるべく、微力ながら精一杯努めてまいります。

姫路経営者協会基本方針「地域と企業の更なる発展に貢献します」をもとに、頼りになる協会を目指  
します。何卒よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。



かけがえのないもの

地球のこれから…

We can make a smiling earth



株式会社 **兵庫分析センター**

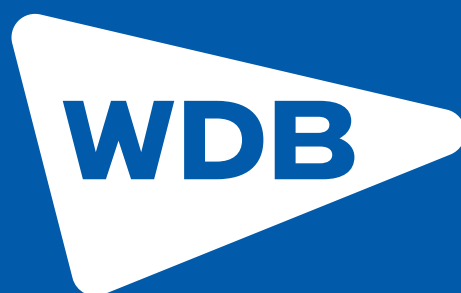
兵庫県環境計量証明事業第濃1号 ISO/IEC17025 認定試験所

**【業務内容】**

- 水質検査
- 大気測定
- 作業環境測定
- リスクアセスメント
- 空気環境測定
- 石綿測定
- 土壌分析
- 悪臭測定
- 騒音振動測定
- 遮音性能測定
- 環境アセスメント
- 受託試験
- 環境計測機器メンテナンス
- その他環境に関する分析・測定・調査  
など

〒671-1116 姫路市広畑区正門通 4-10-8 TEL.079-236-9446 FAX.079-230-0220  
E-mail : hac@hyobun.co.jp URL <http://www.hyobun.co.jp>

応える、超える。



WDB Group

## WDBホールディングス株式会社

本社 / 兵庫県姫路市豊沢町79番地  
東京本社 / 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F

東証一部(証券コード 2475)

[www.wdbhd.co.jp](http://www.wdbhd.co.jp)

